

Q：新聞や雑誌などで、最近家族のための信託や相続対策として信託が利用されるようになったという記事を見ましたが、具体的にはどのようなものでしょうか。

A：信託と言えば、貸付信託などに信託銀行による金融商品の一種という理解が主でしたが、制度の改正により、新たに財産の管理制度として、老後の財産管理や相続対策としての機能が注目を浴びるようになりました。

## 1. 新たな信託の可能性

信託法と信託業法の改正に伴い、金銭や有価証券、不動産などに加え、著作権や特許権などの無体財産権も信託財産として信託の対象とすることが可能となりました。また、大規模なプロジェクトに信託を利用して資金を集めることも可能となりました。

他方、上記に述べた高齢化社会に伴う生活の安心や支援の方法として、信託を利用することが可能となりました。ここでは、私たちに身近な「家族のための信託」に限定してご説明します。

## 2. 信託の基礎

信託と言われても、すぐにはイメージが湧かないと思います。信託銀行が手がけて来た貸付信託などの金融商品や遺言書の作成、保管を受け持つ遺言信託（本当はここでいう信託とは異なります）はご存じかも知れません。

ここで取り上げる信託について、少し説明をします。

### (1) 信託とは、財産の管理制度

信託は、信頼できる他人（自然人や法人）に財産の名義を移してその管理、活用、処分を託す制度です。

同じように、信頼できる他人に、事務の処理を託す制度として「委任」がありますが、委任では委任者の財産の管理の事務処理を本人に代わって行わせるものなので、基本的に委任者が判断能力を失ったり、死亡した場合には、維持することが出来なくなります。

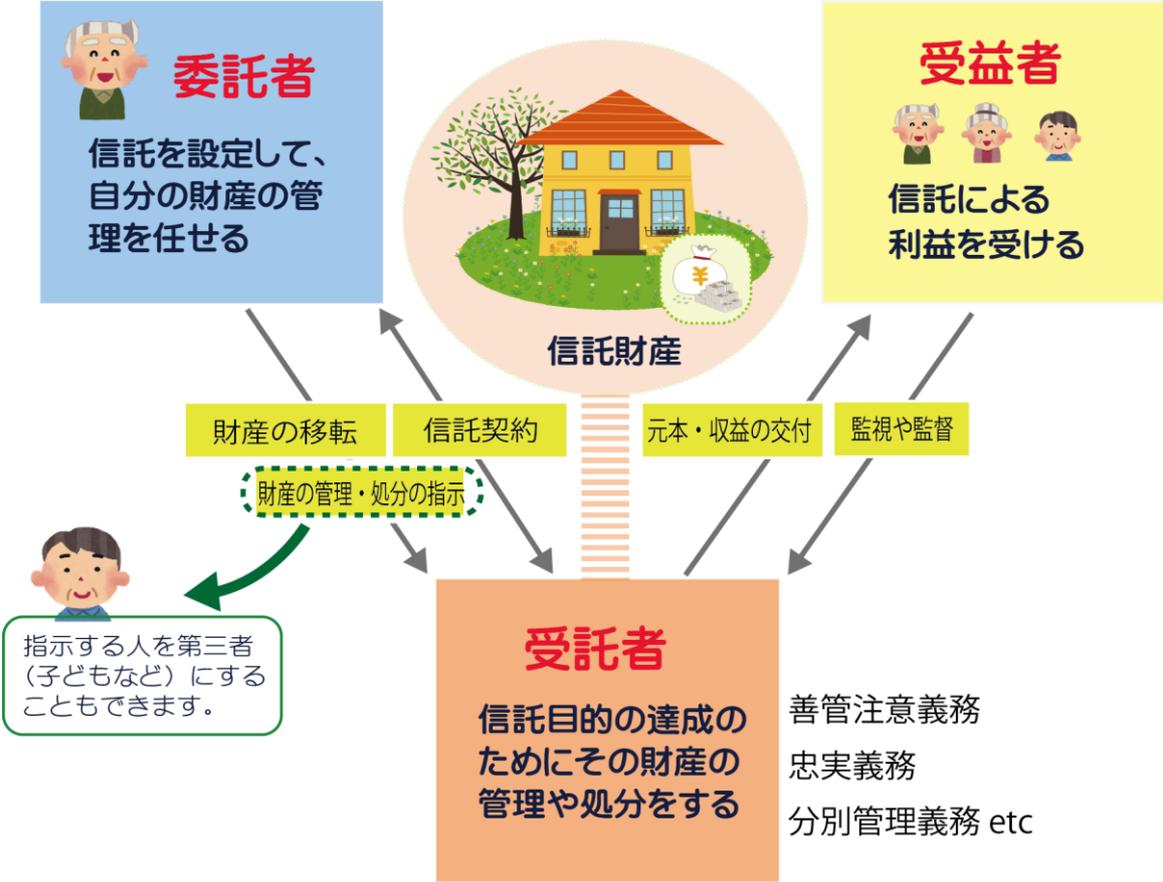
他方、信託では財産の名義を信頼した受託者に移転させるので、委託者が判断能力を失っても、当初の約束（信託行為）に従って老後の生活の支援を受けたり、あるいは自分のなき後にも、配偶者や子に遺すべき財産を託し、その財産を使って配偶者や子の生活を支援させることが可能となります。

- \*受託者は信託の目的を実行するため、信託財産の権利者（名義人）になる。
- \*受益者に少しずつ渡せる
- \*受益者を順番や状況に合わせて指定できる。
- \*財産の承継がケースに合わせて円滑に移行できる。

(2)信託の基本構造

信託の特色として、信託目的を実現するために、信託する財産の名義を受託者に移転することにあります。ですから、当然信じて託すことが出来る信頼関係が基礎になります。

信託の基本的なしくみを図示すれば、下記のとおりです。



【ほがらか信託株式会社】

(3)受託者の義務

受託者は、信託目的を実現する上で信託財産の権利者（名義人）になるが、他面それは信託目的に従った財産管理を実現するために取られる方法なので、受託者には委託者及び受益者に対し、その目的に従った厳格な義務が課せられます。

①善管注意義務（信託法 § 29 ②）

②忠実義務（同法 § 30）

③分別管理義務（同法 § 34）

(4)信託財産の独立性

信託財産は、形式的には受託者名義の財産になりますが、実質的には受益者の利益のために確保された財産として、委託者、受託者が万一倒産しても、信託財産は影響ありませんし、信託財産は委託者、受託者の債権者から差し押えをされたり、破産財団に組み込まれることはありません（倒産隔離機能）。